（別紙３）

守 秘 義 務 誓 約 書

平成　　年　　月　　日

公益財団法人札幌市芸術文化財団

　理事長　秋元　克広　様

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 |  |
| 名　称 |  |
| 代表者 | 印 |

当社は、公益財団法人札幌市芸術文化財団（以下「財団」といいます。）が実施する平成30・31年度札幌市民交流プラザ警備及び総合案内業務、平成30・31年度札幌市民交流プラザ設備保守管理業務、平成30・31年度札幌市民交流プラザ清掃業務の一般競争入札（以下「本入札」といいます。）に関して、財団から開示された情報の取扱い等について、次のとおり誓約いたします。

第1条（情報開示の目的）

当社は、財団が実施する本入札に参加する目的で、本件情報の開示を受けます。

第2条（本件情報）

本件情報は、文書、口頭、電磁的記録その他、媒体・方法の如何を問わず、財団から入手した資料及び財団に対する質疑への回答により開示された全ての情報を言います。ただし次の各号に該当する情報は、本件情報には含まないものとします。

① 当該情報を知り得た時点で、既に当社が保有していたことを証明できる情報

② 当該情報を知り得た時点以降に、当社の責に帰することのできない事由により公知となった情報

③ 当該情報を知り得た時点で、公知であった情報

④ 開示する権利を正当に有する第三者から開示を受け、入手した情報

第3条（秘密保持）

１　当社は、本件情報を第1条の目的以外で使用しません。

２　当社は、本件情報につき、秘密を保持するものとし、財団の事前の文書による了解なしに、第三者に開示、漏洩しません。開札終了後であっても同様です。

第4条（善管注意義務）

　　当社は、財団から提供された本件資料を、善良な管理者の注意をもって取り扱います。

第5条（個人情報の取扱い）

　　財団から提供または開示を受けた本件資料のうち、個人情報に該当するものについては、法令、条例等（以下「法令等」という。）により財団に認められる範囲内において利用または保持し、法令等により要求される限度の適切な管理を行います。

第6条（複写・複製）

当社は、財団から開示等された情報について、財団の承諾なしに複写・複製を行ないません。

第7条（情報漏洩時の通知義務）

当社は、財団から開示または提供を受けた本件情報について、漏洩、窃盗、滅失、毀損等の事件または事故が生じた場合、直ちにその拡大を防止するために必要な措置を取るとともに、財団に対し通知いたします。

第8条（情報の返還）

当社は、財団から開示等された情報媒体物及び承諾を得て作成した複写物・複製物等について、返還を要請されたときには、財団の指示に従って返還を行ないます。ただし、本件情報がデータ等であり、返還できない性質のものである場合は、再生不能な状態で廃棄し、その確認記録を財団に提出いたします。

第9条（存続期間）

　　本誓約における秘密保持義務は、本入札終了後も引き続き負うものといたします。

第10条（損害賠償）

当社は、本誓約書に違反したときは、財団または第三者に生じた損害を賠償します。

第11条（管轄裁判所）

本誓約書に関する一切の紛争は、札幌地方裁判所の管轄に専属することにします。

第12条（協議事項等）

本誓約書に定めのない事項及び誓約書に関して疑義が生じた事項については、財団と誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。

以上